免税販売手続の
電子化に向けて

観光庁
Japan Tourism Agency

2021年3月

① 免税販売手続電子化の概要 …… 03

② 免税販売手続の変更点 …… 05

③ 電子化に対応するためには …… 06

④ 電子化によるメリット …… 07

⑤ 電子化の検討にあたって …… 08

消費税免税制度の拡充

拡充第４弾で免税販売手続が電子化されることになりました。

拡充第1弾

対象品目拡大

（2014年10月1日運用開始）

拡充第2弾

免税手続一括カウンター

（2015年４月1日運用開始）

拡充第3弾

免税対象金額の引き下げ

（2016年５月1日運用開始）

拡充第4弾

①「一般物品」と「消耗品」の合算
②免税販売手続の電子化

（①2018年７月１日　②2020年４月１日運用開始）

免税販売手続の電子化により、
購入記録票の貼付が不要になるなど、
手続が簡素化されます。

拡充第5弾

「臨時免税店制度」の創設

（2019年７月1日運用開始）

拡充第6弾

「自動販売機」での免税

（2021年10月1日運用開始予定）

運用開始時期

2021年10月1日から、免税販売手続は完全電子化運用となります。

概要

これまで**書面により行われていた購入記録票の作成等の手続に代わり**、**購入記録情報（購入者から提供を受けた旅券等に記載された情報及び購入の事実を記録した情報）**を、インターネット回線等により、**国税庁へ電磁的に送信**する。

時期

2020年4月1日から電子化運用開始（2021年9月30日までは、紙の手続と併用可能）

2021年10月1日から、完全電子化運用

※電子化に対応しない場合、従来の紙による手続きでは免税販売が実施できなくなります。

電子化前後の手続のイメージ

電子化前後の免税販売手続は、下記のとおりです。

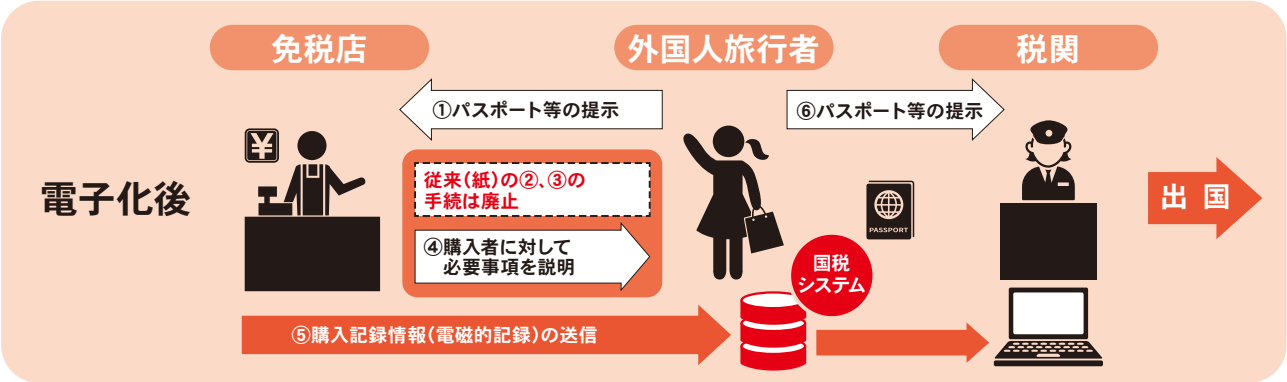

免税販売手続の変更点

免税販売手続の電子化により、
免税販売時の作業は大幅に削減されます。

免税販売手続を電子化することで、以下のような変更点がございます。

1. 購入誓約書の作成・保管が不要になります。
2. パスポートの写しの提出・保管が不要になります。
3. 購入記録票の作成・提出が不要になります。
4. 購入者に対する必要事項の説明が新たに必要になります。

説明方法	① 口頭で行う。 ② 説明事項を日本語及び外国語で記載した書類等を交付する。 ③ 説明事項を日本語及び外国語で記載した書類等を提示する。 ※②または③の場合は、購入者に対し内容の確認を促すことが必要。
説明事項	① 輸出するために購入するものであること。 ② 出国する際に税関でパスポートの提示が必要であること。 ③ 持ち出されていないことが発覚した場合、出国の際に消費税が追徴されること。

5. 国税庁が管理する免税販売管理システムに対して、ソフトウェア・アプリケーション等による購入記録情報の送信が必要になります。

電子化に対応するためには

「購入記録情報の提供方法の決定」と「届出書の提出」を行うことで、
電子化に対応した免税販売手続が可能となります。

電子化に対応した免税販売を行うためには、主に２つの事前準備が必要です。

購入記録情報の提供方法の決定

①自社送信

免税店が自ら購入記録情報を送信する方法。
購入記録情報を国税庁が管理する免税販売管理システムへ送信するためのソフトウェア・アプリケーションを用意する必要があります。

②他社送信

承認送信事業者を介して購入記録情報を送信する方法。
事前に承認送信事業者と契約する必要があります。

届出書の提出

免税店は「**輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出書**」の税務署への事前提出が必要です。

①**自社送信の場合**：電子メールアドレスを記載（電子証明書の発行のため）

②**他社送信の場合**：承認送信事業者の名称と識別符号を記載

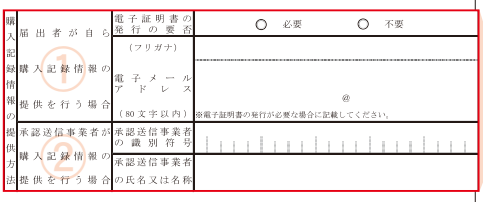

購入記録情報の提供方法	① 届出者が自ら購入記録情報の提供を行う場合	電子証明書の発行の要否	○ 必要　○ 不要
		（フリガナ） 電子メールアドレス （80文字以内）	@ ※電子証明書の発行が必要な場合に記載してください。
	② 承認送信事業者が購入記録情報の提供を行う場合	承認送信事業者の識別符号	
		承認送信事業者の氏名又は名称	

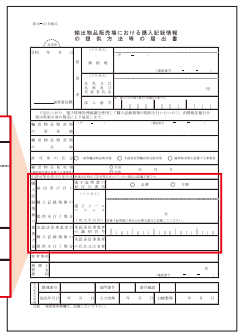

注意点：STEP 1で決定した送信方法によって記載内容が異なります。

▼

電子化対応による免税販売の開始

電子化によるメリット

免税販売手続の電子化により、
免税店においては3つのメリットが考えられます。

メリット_1

事務作業の軽減

書類記入等が不要になり、従業員・購入者ともに事務手間が軽減します。

メリット_2

免税手続時間の短縮

書類記入時間や旅券への購入記録票の貼付、割印時間がなくなり、手続にかかる時間が短縮されます。

メリット_3

売上や顧客満足度の向上

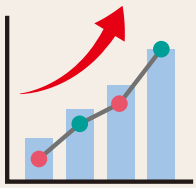

免税手続時間が大幅に短縮されることで、行列の解消等によるお客さまサービスの向上が見込めます。
また、従業員の接客時間も確保され、販売機会の喪失を防ぎ、売上向上につなげられるようになります。

免税電子化システム事業者が提供するサービス

購入記録情報の提供を免税電子化システム事業者に委託する場合、
以下のようなサービスが提供されています。

端末による旅券情報の読み取り

スマホやタブレット端末などのカメラ機能やパスポートスキャナー等を用いて、旅券情報を読取ることができるようになります。

購入記録情報の生成

読み取った旅券情報と、購入物品の情報をまとめ、購入記録情報を生成することができるようになります。

購入記録情報の送信

システム上で生成した購入記録情報を国税庁に自動で送信することができるようになります。

＋

その他各社独自機能

- POSシステムとの連動
- QRコード決済に対応
- 誘客プロモーション
- デジタルマーケティング

※これら以外にも様々な機能が提供されています。

電子化にあたり免税店で準備が必要な物の例

免税電子化システム導入にあたって、インターネット回線と旅券情報を読み取る機器の準備が必要となります。

1 インターネット回線

購入記録情報を国税庁に送信する際に、インターネット接続が必要となります。

2 旅券読取り機器 or スマホ・タブレット端末

（旅券読取り機器を使用しない場合）

旅券読取り機器をパソコン等と接続して利用します。

上記のいずれかをご用意いただき、アプリ等をダウンロードして利用します。
現状使用している機器がございましたら、引き続きご利用いただけます。

※旅券読取り機器等は、免税電子化システム事業者からのレンタルが可能な場合もあります。

免税電子化システムの導入を検討する際のポイント

免税電子化システム導入にあたって、以下の4つのポイントでシステムを検討することをおすすめします。

1 承認送信事業者であることの確認

前提として、国税庁に購入記録情報を送信する許可を得ている承認送信事業者であることを確認しておきましょう。

2 サービス内容

基本機能だけでなく、POSとの連携や購入情報の分析、キャッシュレス決済対応など、貴社が必要とする機能を持つシステムを選択しましょう。

3 コスト

契約時にかかる費用（工事費や機材の購入費）とランニングコスト（月額料金や機材のレンタル費）を確認し、最適なシステムを選択しましょう。

4 サポート体制

導入機器に関する保証や故障対応、コールセンターや休日対応などのサポート体制についても確認しておきましょう。

電子化に向けての参考コンテンツ

観光庁では、「免税販売手続の電子化　特設サイト」を開設し、
電子化する上で参考となる情報を公開しております。

各社サービス紹介動画

免税システム事業者情報

消費税免税店の手引き

『免税販売手続電子化特設サイト』にて、そのほか役立つ情報公開中！

電子化 特設サイト 検索

https://www.mlit.go.jp/kankocho/tax-free/denshika.html

Japan. Tax-free Shop

終わりに

2021年10月1日から免税販売手続は完全電子化に移行します。
免税店の皆様におかれましては、免税電子化にご対応いただけない場合、
今後、免税販売を行うことができなくなります。
本説明で、免税電子化の概要、手続の流れ、申請方法やメリットなどを
知っていただけたと思います。
また、別途観光庁のYouTubeチャンネル等において、免税システムを提供する
各事業者の紹介動画をご覧いただくこともできます。
免税システムに関する理解をさらに深め、早急なご対応をお願い申し上げます。